

令和5年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 69

千葉県立我孫子高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

基本的な生活習慣が身につけており、次のいずれかに該当する生徒

- ア 学習成績が特に優れており、入学後も引き続き学習活動に意欲的に取り組む意志を持つ者
- イ 学習成績が優れ、部活動や特別活動等において顕著な実績を残し、入学後も引き続き活動し最後までやりとげる意志を持つ者

2 選抜資料

| | |
|------------|--|
| (1) 学力検査 | 5教科の学力検査の得点 |
| (2) 調査書 | 中学校の校長から送付された調査書 |
| (3) 学校設定検査 | 学校が定めた次の検査 |
| 自己表現 | 次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア 文章による自己表現 実施形態：学力検査同様、一斉に教室で実施 検査時間：60分 字数：800字以内 イ 専門実技による自己表現 実施形態：個人で発表（ただし、団体種目は、複数人数で実施する機会がある） 次の種目のうち1つを選択 野球(男)、陸上競技(男女)、ソフトボール(女)、 ハンドボール(女)、サッカー(男)、ラグビー(男女)、 バスケットボール(女)、バレーボール(男女)、卓球(男女) ソフトテニス(男女)、剣道(男女) 検査時間：60分程度（種目により異なる） |

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査 [500点満点]

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------|-------------------------------|
| ア 5教科の得点合計 | 5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。 |
| イ 個々の教科の得点 | 20点未満の教科がある場合は、審議の対象とする。 |

(2) 調査書〔135点満点〕

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------------|--|
| ア 教科の学習の記録 | 各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評価1又は未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 |
| イ 出欠の記録 | 3年間の欠席日数が20日を超える場合は、審議の対象とする。 |
| ウ 行動の記録 | ○の個数が1つ以下の場合は、審議の対象とする。 |
| エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項 | 学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、検定試験、その他の活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については総合的に判定する際の参考とする。 |
| オ 総合所見 | 学校外の顕著な功績や特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。 |

(3) 自己表現〔70点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（a a～c c）で得点化する。各評価項目にc cがある場合は、審議の対象とする。

ア 文章による自己表現

| 評価項目 | 評価基準 |
|-----------|--|
| (ア) 表現・表記 | 文字・単語の表記が適正である。 指定された字数に対して適正である。 |
| (イ) 構成 | 文章の構成が分かりやすく論理的である。 各段落に内容的なまとまりがある。 |
| (ウ) 内容 | 主題を的確にとらえた文章になっている。 意見・理由・説明が具体的で適切である。 |

イ 専門実技による自己表現

| 評価項目 | 評価基準 |
|-----------|---------------------------------------|
| (ア) 意欲・態度 | 検査中の態度が良好であり、入学後も積極的・意欲的に取り組む姿勢が見られる。 |
| (イ) 基礎的技能 | 当該種目における基礎的な技能を身に付けている。 |
| (ウ) 専門的技能 | 当該種目における専門的な技能を身に付けている。 |

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

<総得点の満点の内訳>

| 学力検査 の得点 | 調査書の得点 | 学校設定検査の得点 | 総得点 |
|-------------|------------|-----------|------|
| | 評定 (K = 1) | 自己表現 | |
| 500点 | 135点 | 70点 | 705点 |

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。